



あなたと町政をむすぶパイプ役 皆さんの声を町政に

広報むぎ

第158号

2022

11

●発行 牟岐町議会・牟岐町役場 ●編集 広報委員会 TEL72-1111代 ●印刷 木村プリントテック
ホームページアドレス <http://www.town.tokushimra-mugi.lg.jp/>



9月議会

町長行政報告	2	障害者週間	15	児童手当について	23
議案の内容と審議	3	このようなことで お困りではありませんか?	16	児童扶養手当について	24
補正予算	5	風しん抗体検査はお済みですか?	18	保健だより	25
決算状況	6	「業務改善助成金」活用のご案内	19	牟岐町立図書館で創業、経営の 勉強をしてみませんか?	26
一般質問	7	ものづくり体験の開催について	20	マイナンバーカードで便利なくらし	27
職員の不祥事についてのお詫びについて	12	徳島大学建築サークルA.U.Tの紹介	21	山河の右下生活日記	28
阿南税務署からのお知らせ	13	11月は「児童虐待防止推進月間」です	22	海が吠えた日	29
税務署からのお知らせ	14				

町長行政報告



おさむ ますとみ 町長
 榎富 治

6月議会以降、全国的に新型コロナウイルス感染症のオミクロン株の第7波の感染が急拡大し、全国では8月に1日の感染者数が26万人を超え、徳島県でも1日の感染者数が3182名と過去最高を記録しました。牟岐町では6月の感染者数が1名、7月が20名、8月が120名確認されていますので、引き続き基本的な感染防止対策の徹底等、再確認をお願いします。

総務課関係では、牟岐町新庁舎建設基本計画策定業務を指名型プロポーザル方式により業務発注しています。

デジタル推進課関係では、国のデジタル・ガバメント実行計画で示された地方公共団体が優先的にオンライン化を推進すべき手続きのうち、特に国民の利便性向上に資する手続きとされた子育て関係、介護関係、被災者支援関係合わせて27手続きについて、マイナンバーカードを用いて国のピットリサービスを利用することにより、オンラインでの手続きが8月より可能となりました。

住民福祉課関係では、7月下旬に、令和4年度住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金について、該当世帯に申請書を送付し、9月末までには給付を終える予定です。

健康生活課関係では、6月から8月にかけて保健事業、健康教育相談事業、思春期ふれあい体験事業等を

それぞれ実施しました。産業課関係では、姫神祭り3年連続中止となりましたが、納涼花火は開催することができました。

牟岐あんどん展は、8月13日、14日の2日間開催することができ、牟岐町内の阿波踊り連限定ですが、阿波踊りの町流しが実施できました。

農業関係では、かいふ農協と京都産業大学の学生とが連携し、新たに開発するブレンド米の名称やパッケージデザインについて、学生に取り組んでいただきました。ブレンド米の名称を「牟岐むすび」と名付け、牟岐ふるさと会への販売準備を進めており、牟岐町の特産品となるよう、かいふ農協とともにPRを進めてまいりますと考えています。

また、かいふ農協により、実生ゆずの知名度アッププロジェクトの動画発表会を開催しました。

企画政策課関係では、徳島文理大学の学生が牟岐の事業者と連携し、牟岐産のもち麦を使った惣菜などの

メニュー開発を行い、産業祭での発表に向けた試作品づくりに取り組んでいます。また京都産業大学の学生が京都西陣地区のマルシェへ継続的に出店して、実生ゆず関連の商品を中心に販売し、牟岐町のPR活動を行っていると考えています。

徳島大学建築サークルA UTの大学生がシラタマ学級の小学生を対象に、流木を使ったキャンドルや端材貯金箱等のものづくり体験を行ったり、牟岐保育園の子ども達に木製玩具2点を寄贈していただいています。

徳島県が推進しているアワーケーションの一環として、AWAあきんどと連携し、車ゼロの島と無人島のある徳島県の南国牟岐町の自然が隣にある暮らしを体験しようとして親子ワーケーションを実施しています。

建設課関係では、国の工事、牟岐バイパス大谷第1トンネル工事の掘削が始まっています。山田高架橋上部工事、寒葉地区改良工事は工事中。清水外改良工

事も発注しています。

県工事では、牟岐港牟岐停車場線舗装並びに区画線工事、天神前地区の急傾斜対策工事を発注しています。

町の事業では、地籍調査事業（東川又・西川又・奥前地区）を発注しています。灘地区の補修工事は、8月31日に完了。藤ノ木1号線・堀川線補修工事並びに道路メンテナンス事業、一の久保橋修繕工事は工事中です。

教育委員会関係では、新型コロナウイルス感染症拡大の7月から8月にかけて実施可能と判断した水泳教室・BG塾・婦人学級等を実施しました。

しらたま活動等については、ZOOMを活用、対面実施をしたい部分は冬休みへ延期している状況です。

また、コロナ感染防止対策工事として、海の総合文化センター洋式トイレ整備事業を発注し令和5年1月末の完成を見込んでいます。なお、町民運動会は中止、文化祭はできる範囲（作品等の展示のみ）で実施しようと考えています。

9月定例議会の

議案の内容と審議

定例議会が9月13日から16日まで開かれ、開会日には杵富町長の行政報告後、報告2件、決算認定6件、条例の改正4件、補正予算4件、人事案件4件の提案説明が行われ、藤元議員からは、意見書の趣旨説明がありました。

再開日には、4名の議員が一般質問に立ち論議がなされ、その後、各議案を審議、令和3年度各会計決算認定6件を行政常任委員会に付託、町長提出の報告2件を承認、議案18件が可決・同意され、議員提出の意見書1件が可決されました。

報 告

◎令和3年度決算における健全化判断比率及び資金不足比率

実質公債費比8・6%、将来負担比率18・1%で、実質赤字比率、連結実質赤字比率は該当しないもの。
(原案承認)

◎専決処分した事項の承認
◎令和4年度牟岐町一般会計補正予算
令和4年度に新たに住民税非課税世帯となった世帯に対して、コロナの支援策として1世帯10万円を給付するため。
(原案承認)

◎令和4年度牟岐町一般会計補正予算
原油価格・物価の高騰に伴い国の交付金が創設され、各種事業を進めていくにあたり、早期の予算措置が必要のため。
(原案承認)

条 例

◎牟岐町の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
公職選挙法が一部改正され、町村の選挙においても選挙公営の対象が拡大されたもの。
(原案可決)

◎牟岐町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
育児を行う職員の職業生活と家庭生活の両立を一層容易にするもの。
(原案可決)

◎特別職の職員で非常勤のものとの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
「消防団員の処遇に関する検討会」により、適切な処遇のあり方が検討された結果、海部郡3町で協議を行い報酬額を改正するもの。
(原案承認)

(原案可決)

◎牟岐町介護保険条例の一部を改正する条例
新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合等における保険料の減免に係る納期限の変更。
(原案可決)

補正予算

◎令和4年度牟岐町一般会計補正予算
歳入歳出予算それぞれ1億151万8千円を追加し、予算総額を32億1770万6千円とするもの。
(原案可決)

◎令和4年度牟岐町簡易水道事業会計補正予算
主に、中央配水池更新工事に伴う増額で、資本的支出の建設改良費7千792万円を追加するもの。
(原案可決)

◎令和4年度牟岐町国民健康保険特別会計補正予算
システム改修手数料で16万5千円を追加し、予算総額を6億6951万7千円とするもの。
(原案可決)

◎令和4年度牟岐町介護保険特別会計補正予算
委託事業の精算及び国庫支出金等の精算による返還金で、歳入歳出予算にそれぞれ3102万9千円を追加し、予算総額を8億1795万6千円とするもの。
(原案可決)

人 事

◎人権擁護委員の推薦
任期満了となる大田美英おほた みひで氏の再任に同意するもので、任期は3年、令和7年12月31日まで。
(原案可決)

◎牟岐町固定資産評価審査委員会委員の選任

議

案 審

議

任期満了となる伊澤昇氏の再任に同意するもので、任期は3年、令和7年12月21日まで。
(原案可決)

◎牟岐町固定資産評価審査委員会委員の選任
任期満了となる木内繁一氏の再任に同意するもので、任期は3年、令和7年12月21日まで。
(原案可決)

◎牟岐町教育委員会委員の任命
任期満了となる中山昌之氏の再任に同意するもので、任期は4年、令和8年11月9日まで。
(原案可決)

意見書

◎刑事訴訟法の再審規定の改正を求める意見書
提出者 藤元 雅文
賛成者 森 定雄

昭和28年11月5日、徳島市において「徳島ラジオ商殺し事件」が発生した。住み込み店員の証言から、殺害された店主の妻である富士茂子氏が、犯人として逮捕され、昭和33年5月10日、懲役13年の刑が確定した。その後、富士茂子氏は、服役中も無実を訴え再審請求を続けていたが、昭和54年11月15日、肝臓がんのため69歳で死去した。その後、親族が再審請求を受け継ぎ、昭和60年7月9日、徳島地裁で無罪判決が確定した。逮捕されてから実に30年余が経過しての結果である。なぜ、このような冤罪を生んでしまったのか。なぜ、無罪確定までこんなに長期間かかってしまったのか。皆さんの捜査はもろんであるが、法整備の遅れが以前から指摘されている。現在の刑事訴訟法は、昭和24年より施行されているが、通常審においては裁判員制度、可視化など、一定の改善は進んできているが、再審に関する規定は戦前のまま引き継がれており、施行

以来、一度の改正も行われていない。その結果として再審決定まで、気の遠くなるような時間を要し、再審が決定しても、裁判開始までさらに時間がかかるというのが実態である。

犯罪を犯せば罪を償うのが当然であるが、一度しかない人生を冤罪により壊されてしまうというのは余りにも不条理である。無実の者が処罰されるなどということは絶対にあつてはならない。よって本議会は、4者（法務省、最高裁、警察庁、日本弁護士連合会）による活発な協議を求めるとともに、次の通り冤罪を生まないための法整備を早急に行うよう強く求める。

1. 再審における検察手持ちの証拠の全面開示。
2. 再審開始決定に対する検察の不服申し立ての禁止。

(原案可決)

質問(要旨)

(多くの議員発言がありましたが、紙面の都合上、一部を掲載しています。)

問 藤元議員
消防団の分団長・副分団長の報酬の差は、現在、1万2千円であるが、条例改正をすると差が5千円になるのは。

答 田中総務課長
国の消防団員の処遇に関する検討会での見直しによるもの。

問 櫻谷議員
文化祭は展示だけか。

答 久岡教育次長
ソフトボールなど、実施を検討したい。



モノレール設置工事 (冷谷)



ヘリポートから見た八坂残土処理場

令和4年度一般会計の予算総額は 32億1770万6千円になりました。

9月補正予算は、1億151万8千円増額です。(原案可決)

歳出予算の主なもの

金 額	内 容
600,000円	町有地立木伐採手数料
1,700,000円	保育園LAN導入手数料
5,000,000円	テレワーク導入業務委託
620,000円	テレワーク用回線等使用料
500,000円	保育園LAN用パソコン
286,000円	公図管理システム国土調査反映業務
906,300円	住基システム使用料(追加)
420,000円	島の家・清流荘ボイラー修繕料
5,764,800円	高齢者インフルエンザ予防接種手数料
10,500,000円	新型コロナウイルス対策費
1,821,000円	森林整備センター分収造林事業モラル監督補助業務・設置工事・除伐Ⅱ(追加)
1,833,000円	モラスコむぎシャワー室・ウッドデッキ・電圧機器修繕料
2,000,000円	海部森林組合事務所増築工事負担金
54,460,000円	八坂残土処理事業
850,000円	県単急傾斜地崩壊対策事業負担金(天神前地区)
6,567,000円	民間建築物耐震化支援事業
511,000円	「とくしまゼロ作戦」推進事業(追加)
495,000円	牟岐小・中学校定期点検及び非構造部材点検手数料
244,000円	成人式記念品等購入費・横断幕作成
671,000円	町民プールろ過機修繕料

歳入予算の主なもの

金 額	内 容
8,000,000円	国庫負担金 新型コロナウイルスワクチン接種対策費負担金(追加)
2,500,000円	国庫補助金 新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費補助金(追加)
3,283,000円	建築物耐震対策緊急促進事業補助金
1,641,000円	県補助金 民間建築物耐震化支援事業補助金
3,600,000円	繰入金 森林・林業活性化基金繰入金(追加)
55,517,000円	繰越金 繰越金(追加)
36,000,000円	雑入 八坂残土処理場建設発生土処理費

令和3年度 各会計の決算状況

令和3年度各会計の決算について、監査委員の意見書を付けて認定を求めるもので、行政常任委員会に付託して審査する。

簡易水道事業会計決算状況

経費別	収 入	支 出	差 引	備 考
収益的収支	1億1024万4061円	1億1313万1414円	△288万7353円	(経常的収支)
資本的収支	6887万3381円	1億269万5677円	△3382万2296円	注

注 資本的収支は、水道施設の建設や改良等によって発生する収支。
不足する額3382万2296円は、消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金で補填している。

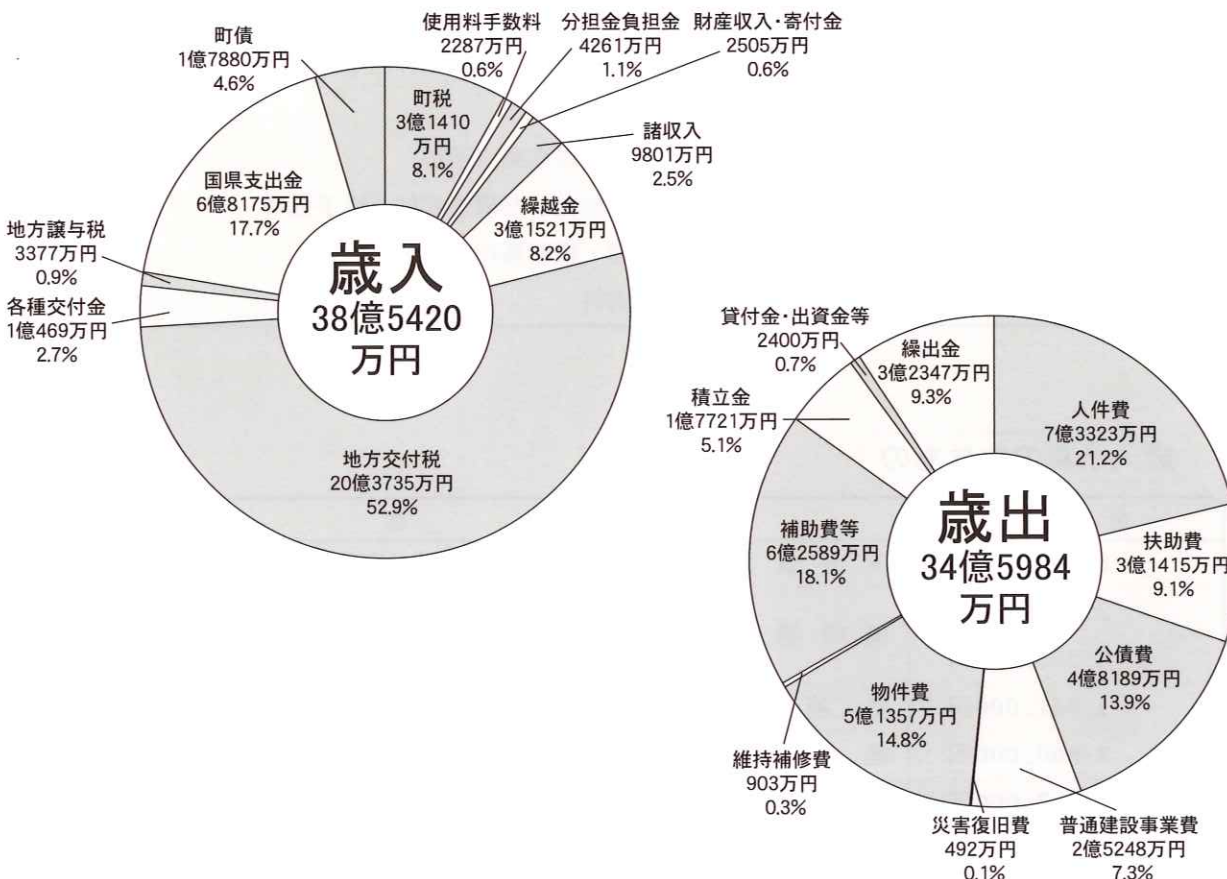
各会計決算状況

会 計 名	歳 入	歳 出	差 引	残額の措置
一 般 会 計	38億4780万597円	34億5465万1200円	3億9314万9397円	翌年度へ繰越
青少年健全育成センター特別会計	751万1900円	630万1967円	120万9933円	翌年度へ繰越
国民健康保険特別会計	7億346万8411円	6億3512万8761円	6833万9650円	翌年度へ繰越
介護保険特別会計	8億4635万8348円	7億6594万1471円	8041万6877円	翌年度へ繰越
後期高齢者医療特別会計	1億667万6899円	1億392万7053円	274万9846円	翌年度へ繰越

令和3年度 普通会計 歳入歳出決算内訳

※普通会計とは

一般会計、青少年健全育成センター特別会計の2会計を合算したもので、各会計間の繰出金と繰入金、繰越金と繰上充用金を相殺したもの。



問 備蓄倉庫及び備蓄品関係の周知の強化を望む

答 自主防災組織などに働きかけ、防災意識の向上に取り組む



きだ しゅんじ 議員 喜田 俊司

問 喜田議員
災害発生時に備え、必要な地域への備蓄倉庫が設置されているが、倉庫内の中身や、災害発生時の手順がわからない住民もたくさんいる。

町は各地域の会長や自主防災組織への周知や要望などの対応を行っているが、任期による地域の代表者の交代もあり、連絡漏れもある。
また、配備機材の発電機においては、機種により定期的にメンテナンスの必要があると聞く。
備蓄倉庫の存在は非常に

大きく、もつとたくさんの方々に認識されるべきだ。備蓄品の一覧表や使い方の手引きを備蓄倉庫内に配備し、災害時には誰もが使用できるように、マニュアル化を行い、周知の強化を図っては。

答 柘富町長
備蓄倉庫の果たす役割は、災害への備えとして大変重要であり、適切な管理が必要であると認識している。

答 田中総務課長
現在、備蓄倉庫は、町の管理が2棟、地域の管理が16棟ある。
町が支給した備蓄品は一覧表により把握し、非常用発電機は16台保管されている。
マニュアルの作成に向けた周知・指導を図る必要が

あると考えている。
非常時に地域の誰もが使用できる形が望ましく、仕組みづくりを検討し、地域の皆様と防災意識の向上に取り組みたい。



山田地区備蓄倉庫内



山田地区備蓄倉庫

問 児童虐待やヤングケアラーへの対応や対策は

答 実態把握ができれば支援し、関係機関で連携し対応する

問 喜田議員
子どもへの虐待や、幼い命を奪うことは決して許されることではない。
令和3年度の児童虐待相談件数は過去最多となり、本町でも心配されるところである。プライバシーの保護の観点から、非常に難しい問題だが、児童虐待への対応や支援体制などは、どのように考えるのか。

また、厚生労働省は、ヤングケアラーの支援対策強化に向けて、学校などで把握された情報を各自治体の一部に集約する枠組みづくりに取り組もうとしているが、本町での対応や対策は。
答 柘富町長
実態把握ができれば支援を行い、関係機関で連携し、対応を行う。

答 今津教育長
学校の対応は、早期発見が大切なので、家庭状況や健康状態を把握し、情報収集を図り、関係諸機関と連携し、状況の改善と心のケアを行う。
そして、学校は安全で安心して生活できる場所の提供を行い、教職員は心の支えとなり、学校が果たす役割の大きさを自覚し、一致団結し取り組む。



問

観光政策に重点を置くべきでは

答

魅力ある資源を活用した体験型観光に取り組んでいる



よこお まさあき 横尾 政明 議員

問 横尾議員

本町は島々の景観が望める地域でありながら、遊覧船の運航もなく、観光物産館等の施設もない。また、観光政策を重視してこなかった結果として、特産品や土産物等が少ない。

重伝建保存地区である出羽島は、今後は土産物店・食堂等の復興再生が望まれる地域であり整備が必要である。

①牟岐バイパス開通後にストロー現象にならないためにも、重点総合政策として取り組むべきではないか。



ブレンド米「牟岐むすび」

- ②牟岐町総合戦略の具体的な取り組みや進め方は。
- ③文化祭出展作品やイベント等での販売品を返礼品目として勧誘等しては。
- ④創業支援のための取り組みをしては。

答 榎富町長

①観光客を増やしていくには、ハード面・ソフト面の整備を含めた費用と年数が必要となり、そのうえで、本町の特性である魅力ある資源を活用した体験型観光に取り組んでいる。

②特産品の開発は一朝一夕にはいかず、まずは、今ある特産品の良さをより一層PRしていく取り組みを各関係機関と連携しながら実施し、商工会においても、物づくり補助金の活用や、補助金申請に伴う専門家派遣等の支援をお願いしたい。

③「牟岐の農業を守る会」においては、徳島文理大学と連携した「もち麦」や「もち麦パスタ」などを商品化して製造販売をしており、かいつ農協において、実生ゆずの果汁等、商品化している。今年度は京都産業大学と連携し、ブレンド米の名称やパッケージデザインについて、また、モリンガの商品化についても

取り組んでいる。

令和3年度にジビエ処理加工施設を建設しており、新たにジビエを特産品として商品化に向けて取り組んでいきたい。また、観光客を誘致するために、体験型観光と併せた面として取り組みたい。③姫神祭りでの海上パレードや納涼花火、秋祭りの山車運行等を記載すれば、ふるさと納税に充当することは可能だが、イベント参加乗船券などを返礼品にすると、中止となった場合に該当しなくなるので、検討が必要となる。

モリンガとは
インド産で、東南アジア、アフリカ、アメリカなど熱帯・亜熱帯地域に自生する植物。成長がととも早く、あふれる生命力と豊富な栄養、利用価値の高さから「奇跡の木」「生命の木」「ミラクル・ツリー」とも呼ばれている。



モリンガの栽培風景



モリンガの葉っぱ

④令和4年度より制定した事業実施しており、9月15日現在、2件の申請があった。今後は、商品開発費用が牟岐町創業促進補助金の対象となるよう検討したい。

問 磯焼け対策の強化を

答 効果的対策を検討する



ふじもと まさふみ 藤元 雅文 議員

問 藤元議員
様々な磯焼け対策を講じてきたが、依然として深刻な状況が続いている。自然相手で難しいが、この改善なくして牟岐町漁業の再生はないし、町長が言う「住んで良かった牟岐町」実現のためにも、引き続き取り組む必要がある。

榎富町長
漁協・各種団体と協力し、できる限りの対策を講じていく。

問 消防団員の処遇改善は

答 国の基準に沿った見直しをする

問 藤元議員
団員数や訓練の現状は。また、国から団員の処遇改善が求められているが。

答 榎富町長
定数210人に対し183人であり、コロナ禍であり、できない訓練もあるが、水利点検、機械機具点検に合わせ放水訓練を行っている。

問 傍聴規定、議事録の公開を

答 見直し検討する

問 藤元議員
管理組合の本会議などは当然公開すべきである。傍聴規則がないのであれば整備すべきだし、議事録も公開すべきだ。



ポンプ操作講習会の様子

答 榎富町長
郡内には4つの事務組合がある。海部消防組合を除いて傍聴規則はないので、協議し対応する。また議事録の閲覧は可能だが、この機会に例規の見直しをする。

問 ヘルメット着用促進を

答 周知から始める

問 藤元議員
高齢者は、ただでさえ転びやすく、自転車での事故になれば大怪我につながり、対策を講じる必要があるのでは。

答 榎富町長
自転車事故における高齢者の死者に占める割合は、70%以上になっており、町内で過去5年間に発生した事故は、2件とも高齢者によるものでヘルメットを着用していなかった。



ヘルメット着用が安全につながる認識がなければ着用につながらないので、まずは着用に向けた周知から始める。

問 町道の除草省力化を

答 検討する

問 藤元議員
地域の出役などで町道路肩、法面の除草をしているが、高齢化の進行とともに困難になりつつある。現場の職員がいくら頑張っても限度がある。

費用対効果も考慮すべきだが、今後、除草シートの活用なくして町道管理は難しいのではないか。

答 榎富町長
今後、整備中の八坂と寒葉坂残土処理場の維持管理も加わることから除草シートの活用について検討する。



問 町民生活への影響は

答 低所得者にとって大きな負担



ほりうち たかひろ 堀内 隆弘 議員

問 堀内議員
日本における物価上昇の背景には、諸外国と同様、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴って落ち込んだ世界経済の回復に伴う、一次産品価格の上昇がある。そこに来て、2月のロシアによるウクライナ侵攻での原油や食料の高騰、中国の都市封鎖による原材料の調達難など、世界的な情勢に加えて、日本の場合は急速に進む円安なども影響している。

品中心の物価上昇は、低所得者層に大きな影響を及ぼすことになる。勿論、牟岐町でもできる限りのサポートを行っているし、牟岐町単独での補助にも限界があることも理解している。しかし、一向に終わりの見えない状況に不安を感じる声も多く聞こえるので、以下4点質問する。

① 町民生活への影響はどのように出ているのか。
② 今後予定している「物価高対策」はどのようなものか。
③ 「ふるさと納税」の寄付金を給食費などへ積極的に活用してはどうか。
④ 町民生活への影響が大きくなっていくようなら、議員報酬を削減し、補助事業へ振り替えてはどうか。

答 枘富町長

低所得者にとって、生活必需品の値上げは大きな負担となっている。今まで「コロナ感染対策」として、様々な給付金を低所得者層・子育て世帯を中心に給付してきたが、一時金のため根本的な解消になっていない。今後、国・県の動向を注視しながら、物価高対策にしっかりと対応していく。

① 調査をしていないため、断定できないが、年金受給者が大半を占める牟岐町では、生活が苦しくなったと感じる方が多くいると思われる。

② 「学校給食食材代補助事業」「農業者・林業者・漁業者・商工事業者支援事業」「プレミアム商品券事業」を実施していく予定。

③ 有効な活用について協議していく。

④ 行政サイドから意見を申し上げることはない。

牟岐町プレミアム商品券

予約の必要はありません！

10月24日(月)より

第2回販売開始！

30%プレミアム！

無くなり次第、終了いたします

牟岐町民の方限定！！すでに購入した方もご購入できます！

販売期間 : 令和4年10月24日~令和4年12月23日 9:00~17:00

: 牟岐町商工会館 (土日祝日は、販売していません)

販売場所 : ポルト販売 10月27日(木) 28日(金) 17:00~19:00



商品券が使えるお店は、こちらからスマートフォンでご確認ください

※使用期間は、令和4年10月24日~令和5年1月31日までです

▽この商品券の使用期間は令和5年1月31日です(有効期間を過ぎた券の使用・返金は出来ません)

◇お一人様10セット(5万円+1万5千円プレミアム)までお買い上げいただけます

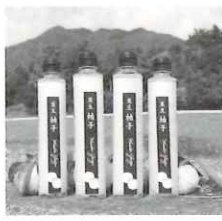
♡家族などの代表として買いに来られた方が、1回で購入出来る限度金額は、30万円です。ご了承ください

購入できる方は 牟岐町に住所(住民登録)のある方です。

購入時には、購入申込書と現金をご用意ください。

おひとりにつき、10冊までご購入可能です 1冊 5,000円(6,500円分)

ふるさと納税のお礼品の一部



「町村議会広報研修会」に参加して

広報編集委員会 副委員長 平山 尚道

新型コロナウイルス感染症第7波も落ち着きをみせ、牟岐町議会としての研修参加は3年ぶりとなりました。今回の研修では、議会の広報誌の作成にあたり、住民に伝わる情報発信のポイントについて学びました。「広報むぎ」の編集を改めて考え直す良い機会となりました。

広報誌を通じ情報を【伝える】のではなく【伝わる】ということが重要であるということ。情報を一方的に流す【伝える】に対し、受け手が発信された内容を理解し、返信や期待通りの行動変容をしてもらうことを意味する【伝わる】が求められること。また、「広報」の英語訳はPublic（公衆）Relations（関係構築）であり、より良い信頼関係を作り出すために行う誠実なコミュニケーション機能であるということ。

今後は、住民とキャッチボールのようなコミュニケーションを大事にした広報誌を目指し、今回の研修内容を重視しながら広報編集に取り組んでまいりたいと思います。また、町民の皆様のご意見等々をいただければ幸いです。



町村議会広報研修会資料



令和4年度町村議会広報研修会

議会の動き

(8 月)	(1 0 月)
3 日 令和4年度徳島県町村議会議員研修会（徳島市）	2 4 日 行政常任委員会（決算審査）
1 8 日 海部郡衛生処理事務組合全員協議会	2 6 日
徳島県町村議会女性議員連盟研修会（松茂町）	） 町村監査功労者表彰式・全国研修会（東京都）
1 9 日 議会（意見書）勉強会	2 7 日
(9 月)	(1 1 月)
6 日 9月議会の全員協議会、議会運営委員会	4 日 行政常任委員会（町内視察）
1 3 日	8 日 徳島県海部郡・高知県安芸郡合同要望（東京都）
） 第3回定例町議会	9 日 第66回町村議会議長全国大会（東京都）
1 6 日	1 0 日 令和4年度議長研修（東京都）
2 1 日 町村議会広報研修会（東京都）	
(1 0 月)	
1 2 日 徳島県町村議会女性議員連盟研修会（石井町）	
1 3 日 広報編集委員会	
1 4 日 四国8の字ネットワーク整備促進四国東南部連盟「秋の勉強会」（高知県安芸市）	
1 7 日 徳島県海部郡・高知県安芸郡合同要望（高知県）	
2 2 日 『未知フォーラム2022 in 阿南』（阿南市）	

編集後記

コロナ感染第7波。相次ぐ台風の襲来。加えて物価高騰が私たちの生活を圧迫しています。

また、いつ発生してもおかしくない巨大地震津波に対する備えも強化しなければならず、本町の取り組みべき課題は山積んでいます。

さて、長年の懸案事項であったゴミ処理施設の建設場所が、現在の敷地内です。また、処理方法も同じ焼却方式のストーカ式と決定されました。そして、稼働は、令和10年末予定とされています。地球温暖化の影響は、海水温の上昇、局地的な大雨などに現れており、温暖化対策は待ったなしです。世界の人々が、脱炭素のための様々な取り組みを始めています。私たちもこの機会に、ゴミの削減、有効利用について真剣に考えたいものです。

職員の不祥事についてのお詫びについて

このたびは、本町職員による個人情報書類の自宅への持ち帰りが判明したことにつきまして、町民の皆様にご迷惑をおかけしたことを心からお詫び申し上げます。

調査の結果、情報の漏えいや不正利用など、町民の皆様への直接的な被害は確認されておりません。

このような事態が二度と起こらぬよう、コンプライアンス遵守を徹底し、町民の皆様への信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んでまいります。また、再発を防止する対策を以下のとおり策定しましたので報告させていただきます。

- 1 マイナンバーを取り扱う職員については、研修を実施したのちに業務を遂行するよう徹底させるとともに、年1回以上の研修を必須とする。その他の職員についても、基礎的な研修を受講させ、全職員について継続的な研修を実施する。今般は、ただちに全職員に対して研修を実施する。
- 2 マイナンバーを含む書類を施錠した書庫にて保管するよう、改めて徹底させる。
- 3 個人情報にかかわる職責の重要性及び個人情報の漏えい等が発生した場合の影響を十分に認識し、牟岐町特定個人情報の取扱いに関する管理規程及び牟岐町個人情報保護条例を順守するとともに、個人情報取扱事務の適正な執行及び確実な情報管理に努める。

牟岐町地震津波避難訓練のお知らせ

牟岐町では、令和4年12月11日（日）に全町民を対象とし、地震津波の避難訓練を計画しています。皆様の積極的な訓練参加をお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、参加時はマスクの着用をお願いいたします。

訓練実施日 令和4年12月11日（日） 午前7時00分～7時30分

時間	訓練項目	訓練内容
7:00	地震発生	①全町サイレン吹鳴 (鳴っている間地震と想定)
7:01	避難開始	防災無線で津波発生による「避難命令」を一斉広報
	避難終了	①避難場所へ到着 ②避難者同士での話し合い等
7:30	避難解除	「避難解除」の一斉広報

「農業経営収入保険で安心経営」申込受付中!

農業経営収入保険は農業者ごとの収入減少を総合的に補填するセーフティネットとして、自然災害や価格低下だけでなく農業者の経営努力では避けられない収入減少が補償の対象です。令和5年補償新規加入は個人経営の方が12月末、法人の方は決算月が加入申込締切になっております。

新規に加入する方は、徳島県からの費用助成がありますので、詳しくは徳島県農業共済組合までお問い合わせください。

お問い合わせ先 徳島県農業共済組合 南部支所（阿南市）

TEL 0884-21-1050

事業者の皆様へ 阿南税務署からのお知らせ

消費税インボイス制度等説明会について (要事前予約)

令和5年10月1日から、消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式(インボイス制度)が始まります。

事業者の皆様には、インボイス制度について理解を深めていただき、インボイス制度の実施に向けて必要な準備を進めていただくため、インボイス制度等説明会を開催しますので、是非ご参加ください。

●インボイス制度説明会(全事業者対象：登録申請相談会あり)

インボイス制度の概要を説明後、登録申請を希望される方の申請手をサポートします。
詳しくは、お申込みの際に税務職員にお問い合わせください。

●インボイス制度説明会(免税事業者対象：消費税の仕組みから知りたい方向け)

インボイス制度の概要に加えて、消費税の基本的な仕組み等について説明します。

説明会の名称	開催日時	開催場所	定員
インボイス制度説明会 【免税事業者対象】 (消費税の仕組みから知りたい方向け)	令和4年12月12日(月) 14:00~16:00	阿南市商工業振興センター 2階展示ホール (阿南市富岡町今福寺34-4)	50名
インボイス制度説明会 【全事業者対象】 (登録申請相談会あり)	令和4年12月13日(火) 13:30~16:30		

●インボイス制度等説明会にご参加いただく方へ

- 各説明会については、**事前予約制**としますので、事前に次のお問合せ先まで申込みをお願いします。
- 感染症拡大防止の観点から、マスクの着用、手指消毒などのご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先
阿南税務署 個人課税部門 0884-22-0416 (直通)

※ 国税庁インボイス制度特設サイトでは、インボイス制度について解説した(国税庁動画チャンネル)のほか、Q&Aなどを掲載しています。

主催 阿南税務署
共催 阿南法人会・阿南間税会・阿南税務署管内青色申告会連合会
阿南商工会議所



インボイス制度
特設サイト

県下一斉徴収強化月間(11月~12月)

「税の納め忘れはありませんか？」

徳島県と県内全市町村は、税の公平性を確保するため、11月と12月を「県下一斉徴収強化月間」に設定し、連携して県下一斉に徴収を強化しています。

納期限が過ぎていのに納付していない方は、金融機関または税務会計課ですぐに納付してください。

催告しても納付していただけない滞納者に対しては、財産の差押などの滞納処分を行います。高額・悪質な滞納案件は、徳島滞納整理機構に徴収を移管することがあります。

納付できない特別の事情がある方は必ずご相談ください。

税務署からのお知らせ

「年末調整のしかた」、「源泉徴収税額表」及び「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の一律送付の見直しについて

税務行政につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

経済社会のデジタル化が一段と進展する中、行政についてもデジタル化を進めていくことが重要となっており、年末調整に関する情報提供についても、デジタル化を進めるための取組を行っています。

このような状況を踏まえ、これまで源泉徴収義務者の皆様に一律送付していた標記のパンフレット等に代えて「リーフレット」を一律送付することとしました。

このリーフレットにおいて、年末調整の手順や法定調書の作成のしかた等を解説した動画やパンフレット等を掲載した国税庁ホームページ（年末調整がよくわかるページ）を案内するとともに、税制改正に関する情報などをお知らせすることといたしましたので、御理解いただきますようお願い申し上げます。

（お問い合わせ先）阿南税務署 法人課税部門 源泉担当 電話 0884-22-0417

国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です

日本年金機構から、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が対象者宛てに発送されますので、お手元に届きましたら、大事に保管し、年末調整や確定申告の際に使用してください。

発送スケジュールは次のとおりです。

	発送時期	対象者
①	令和4年10月下旬から11月上旬にかけて順次発送	令和4年1月1日から令和4年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方
②	令和5年2月上旬	令和4年10月1日から令和4年12月31日までの間に国民年金保険料を納付された方（①の対象者は除きます。）

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関する概要、よくあるご質問（Q&A）等については、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp>）に掲載される予定（令和4年10月上旬予定）ですので、ぜひご利用ください。

また、同ホームページに、お客様からの照会に対してチャットの形式で自動的に応答するチャットボット（控除証明書相談チャット）が開設される予定（令和4年10月下旬予定）です。

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」に関するご相談については、次のダイヤルでもお受けしています。

☎ お問い合わせ先の名称 **ねんきん加入者ダイヤル**
 ☎ 電話番号
 （ナビダイヤル）0570-003-004
 050から始まる電話の場合は、（東京）03-6630-2525
 ☎ 受付時間
 ・月～金曜日 午前8：30～午後7：00
 ・第2土曜日 午前9：30～午後4：00
 ・休日・祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



国民年金制度は、税法上とても有利なだけではなく、老後はもちろん不慮の事故など、万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう！

12月3日から12月9日までの1週間は「障害者週間」です。

国民の間に広く障がい者の福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

障がいのある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目指していきましょう。

お問い合わせ先 住民福祉課 TEL 72-3416

18歳、19歳にも 裁判員制度 まもなく名簿記載通知を発送します

☆ 裁判員候補者名簿ができるまで

裁判員候補者名簿は、市区町村の選挙人名簿からくじで無作為抽出した名簿を基に作成します。令和5年名簿の登録者数は、全国で約21万3700人です。

今回から、令和4年9月時点で18歳、19歳の方も裁判員候補者に含まれます！

裁判員制度広報キャラクター
さいニャン



<名簿記載通知の発送用封筒(サンプル)>

☆ 裁判員候補者名簿記載通知と調査票について

令和5年裁判員候補者名簿に登録された方には、本年11月中旬頃、名簿記載通知と調査票をお送りします。

名簿記載通知は、来年2月頃からの約1年間に裁判所にお越しいただき、裁判員に選ばれる可能性があることを事前にお伝えし、あらかじめ心づもりをしていただくためのものです。

この段階では、まだ具体的な事件の裁判員候補者に選ばれたわけではありませんので、すぐに裁判所にお越しいただく必要はありません。

調査票は、裁判員候補者の方の事情を早期に把握し、調査票のご回答の内容により、1年を通じて辞退が認められる場合等には裁判所にお越しいただくことのないようにして裁判員候補者の方々のご負担を軽減するためのものです。

お尋ねする項目に当てはまらない方は、返送していただく必要はありません。

辞退の申出ができる時期に制限はありません。

この調査票で辞退を申し出なかった場合でも、実際の事件の裁判員候補者に選ばれた際に送りする質問票や裁判所で行われる選任手続の際に辞退を申し出ていただくことも可能です。

裁判員裁判を実施するにあたっては、裁判員候補者の皆さまに安心して参加いただけるよう、各地方裁判所において、「三つの密」を避けるなどの様々な新型コロナウイルス感染症対策を行っています。皆さまの積極的なご参加をお願いします。

裁判員制度の詳しい情報はこちらへどうぞ

裁判員制度ウェブサイト <https://www.saibanin.courts.go.jp/>



このようなことでお困りではありませんか？

- ◆自分に何かあった時に、障がいのある子どものことが心配！
- ◆認知症の親が悪徳商法にだまされないだろうか？心配！
- ◆福祉サービスを利用したいが、自分で決めることができない
- ◆身寄りがないので、認知症になる前に任せられる人を決めておきたい
- ◆預貯金や不動産の管理ができない

成年後見制度とは？

- ◆成年後見制度とは、認知症、知的障がい、精神障がいなどにより物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。

成年後見制度は大きく2つに分類

- ◆法定後見制度…認知症などで判断能力がすでに不十分な人が対象の制度
 - 本人や親族などが家庭裁判所に申し立て、医師の診断書による判断能力の程度に応じて「後見人」「保佐人」「補助人」が選任されます。
- ◆任意後見制度…将来、判断能力が不十分になったときのために備える制度
 - 判断能力の低下に備えて、あらかじめ支援者（任意後見人）や支援内容について、契約を公正証書で結ぶものです。
 - 本人の判断能力が低下したら本人や親族、任意後見人が家庭裁判所に申し立て、任意後見人を監督する任意後見監督人が選任されてから、契約の効力が生じます。

法定後見制度

任意後見制度



ほとんど自分で
判断できない方

後見人

全ての契約等の代理、取消ができます



判断能力が著しく
不十分な方

保佐人

裁判所が定めた重要な契約や財産管理の代理や判断の確認をします
(本人の同意が必要)



判断能力が
不十分な方

補助人

裁判所が定めた特定の契約や財産管理の判断の手助けをします
(本人の同意が必要)



現在は判断能力が
十分な方

任意後見人

本人の判断能力が不十分になってから、あらかじめ契約しておいた内容で支援します

成年後見人等ができること

◆本人の心身の状態や考えを尊重し、「財産管理」「身上保護」を行います。

- | 「財産管理」 | 「身上保護」 |
|----------------|-----------------|
| ・印鑑、預金通帳の管理 | ・介護施設の入所契約や支払い |
| ・年金の受け取りや税金の納付 | ・医療、福祉サービスの手続き |
| ・不動産の管理や処分 | ・定期訪問で生活状況を確認 |
| ・遺産相続の手続き など | ・家賃の支払いや契約更新 など |

成年後見人等ができないこと

◆次の行為は、成年後見人等の役割には含まれません。

成年後見人等は本人や家族に代わり、何でもできるというわけではありません。

- ・手術や治療など、医療行為への同意
- ・日常の買い物、食事の世話
- ・身元保証人、身元引受人
- ・遺言作成、婚姻・離婚合意などの身分行為や手続き など

成年後見制度を利用したい・相談したいと思ったらお問い合わせください。

徳島家庭裁判所 牟岐出張所 TEL72-0074 牟岐町役場 健康生活課 TEL 72-3417

牟岐町地域包括支援センター TEL72-1600 牟岐町役場 住民福祉課 TEL 72-3416

標準営業約款制度【Sマーク】をご存じですか!

厚生労働大臣認可

標準営業約款制度は、法律で定められた消費者（利用者）擁護に資するための制度です。

厚生労働大臣認可の約款に従って営業することを登録した、「理容店」、「美容店」、「クリーニング店」、「めん類飲食店」、「一般飲食店」では、店頭でSマークを掲げています。登録店は、安心・安全・衛生を約束する信頼できるお店です。

詳しくは、（公財）徳島県生活衛生営業指導センター
（TEL：088-623-7400）までお問い合わせください。

年末、年始のし尿汲み取り申し込みについて

年末は、し尿の汲み取り申し込みがたいへん多くなるため、年末までに汲み取りを希望される方は12月8日までに海部郡衛生処理事務組合（TEL：72-2696 土日除く）まで、お早めにお申し込みください。

尚、12月9日以降の汲み取り及び浄化槽の汚泥引き申し込み分は、1月5日以降となります。

風しん抗体検査はお済みですか？

風しんは成人がかかると症状が重くなります。また妊娠初期の妊婦さんに感染させてしまうと生まれてくる赤ちゃんの目や耳、心臓に障害が起きることがあります。以下の年齢の方は、風しん抗体検査と予防接種を無料で受けることができますので、この機会にぜひご受診してください。

昭和37年4月2日～昭和54年4月1日までに生まれた男性 ※2025年3月末まで

- ①年度初めに抗体検査と接種券が一緒になった「クーポン券」が届く
- ②医療機関で抗体検査を受ける
- ③抗体検査の結果 「抗体あり」→予防接種不要 「抗体なし」→予防接種を受ける

妊娠を希望される又は妊娠する可能性の高い女性
昭和54年4月2日～平成2年4月1日までに生まれた男性 ※2023年3月末まで

- ①医療機関で抗体検査を受ける
- ②抗体検査の結果 「抗体あり」→予防接種不要
 「抗体なし」または「抗体価が低い」→牟岐町から予防接種用の問診票を送付するので町内の医療機関で予防接種を受ける

- ・町内での実施医療機関は「小柴医院」「美海クリニック」「海部病院（抗体検査のみ）」です。町外の病院でも検査できますので、詳しくはお問い合わせください。検査や接種の前には事前に医療機関へ予約してください。
- ・クーポン券を紛失された方は役場・健康生活課までご連絡ください。

「HPVワクチン（子宮頸がん予防ワクチン）が無料で受けられます」

HPV（ヒトパピローマウイルス）の中には子宮頸がんを起こしやすいものがあります。HPVワクチンには、この一部の感染を防ぐことができます。対象の方は無料（公費）で接種することができますので、この機会にご検討ください。

【対象者】 中学1年生～高校1年生に相当する年齢の女子

またこれまで接種を個別でお勧めする取り組みが差し控えられていたことにより、接種の機会を逃した方に向けて、キャッチアップ接種を開始しました。対象年齢の方は令和7年3月末まで無料（公費）で接種できますので、この機会にご検討ください。

【対象者】 平成9年度～17年度生まれの方で、今まで接種を3回受けていない方

※過去に1・2回目の接種歴がある方は残りの回数を接種できます。

対象者の方には、すでに予診票等の個別通知を送付しています。紛失された方は再発行しますので、役場・健康生活課へご連絡下さい。またご自身が対象かどうかご不明な場合もお気軽にご相談下さい。

「業務改善助成金」活用のご案内

業務改善助成金は、生産性向上のための設備投資を行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた中小企業・小規模事業者に、その設備投資にかかった費用の一部を助成する制度です。

(ご利用には一定の要件があります。) 制度の詳細・問合せ先は下記の電話番号または牟岐町ホームページをご覧ください。

徳島労働局雇用環境・均等室 業務改善助成金担当 電話 088-652-2718

海部郡沿岸警備協力会からのお知らせ

- 密入国等の沿岸犯罪に関する情報提供をお願いします！

沿岸部で不審な車・不審な人を発見したらすぐ110番通報をお願いします。

(発見のポイント)

- (1) 夜間、漁港や沿岸線でレンタカー等がウロウロしたり、停車している。
- (2) 沿岸部の旅館やホテル等に長期宿泊し、夜間出かける不審者がいる。
- (3) 無灯火で、沖合いに見慣れない船が停泊している。
- (4) 沿岸付近で、同じ場所を行き来する車や人がいる。

- 水難事故防止に努めて下さい！

全国では、水難による死亡事故が毎年発生しています。

一度事故が起きると命に関わる重大事故になる可能性が非常に高いのが水難の特徴になります。

(水難事故の注意点)

- (1) 立入禁止区域には入らない
- (2) ライフジャケットの常時着用
- (3) 家族や友人、関係者への目的地等の連絡
- (4) 子供から目を離さない

▼問い合わせ先：海部郡沿岸警備協力会事務局（牟岐警察署）

TEL 0884-72-0110

電力・ガス・食料品等価格高騰による住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 家計急変世帯への臨時特別給付金について

これまでは一定の収入があったが、家計が急変し、世帯全員が住民税非課税水準となる世帯（家計急変世帯）に対し、臨時特別給付金が支給されます。

※ただし、非課税世帯に対する本給付金（5万円）を受給される世帯は対象外です。

●支給額 一世帯につき5万円

●対象となる世帯

令和4年1月から12月までの世帯員全員のそれぞれの年収(見込額)が住民税(均等割)非課税水準以下であること

●申請期限 令和5年1月31日

支給対象と思われる世帯の方は、住民福祉課までご相談ください。

住民福祉課 TEL0884-72-3416

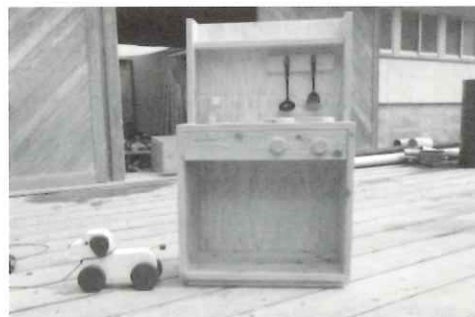
ものづくり体験の開催について

令和4年8月25日(木)、牟岐町海の総合文化センターにおいて、徳島大学建築サークルAUT(アウト)がしらたま学級と連携してものづくり体験を開催し、牟岐小学生とその保護者が端材貯金箱、流木手作り照明、タイルトレイの製作に取り組みました。



木のおもちゃの寄贈について

令和4年8月30日(火)、牟岐保育園において、徳島大学建築サークルAUT(アウト)が製作した「おまごとキッチン、犬型引きぐるま」の寄贈がありました。



聖火リレー関係物品の寄贈について

令和3年4月16日牟岐町内で東京オリンピック2020の聖火リレーが行われ、ランナーとして参加した和田源氏より、当日使用したユニフォームや関係グッズ、聖火リレートーチのレプリカの寄贈が9月20日にありました。



徳島大学建築サークルAUTの紹介

徳島大学建築サークルAUT（アウト）は、現在約60名の部員が所属し理工学部社会基盤デザインコースの学生が中心となって活動している建築サークルです。

ご縁があり2016年度から牟岐町と関わらせていただき、2018年度には出羽島で共同井戸の改修工事をさせていただきました。また、2018年度より本格的にものづくり体験や牟岐町の方々との交流を通して、牟岐町の活性化を目指す旧民宿船戸荘建物活用事業のプロジェクトに取り組んでいます。2019年度には、木造平屋部分の一部を木工作業等ができる作業場空間をリノベーションし、外部に曲線を活かしたウッドデッキを設置、また耐震シェルターも備えています。この5年間で、ひのき風呂への改修、脱衣場漆喰への壁改修、中庭ウッドデッキ設置、中庭杉板への壁改修、レンガ製BBQコンロ製作、レンガ製ピザ窯製作をおこなってきました。この場所を「交流拠点」して整備、活動してきました。かいふの木の家のみなさん、牟岐色窯のみなさん、牟岐町地域おこし協力隊のみなさん、民宿のみなさん、町民の方々、小学生のみなさんと交流させてもらっています。これからもさらにみなさんといろんなことで交流し、牟岐町の活性化につながればと考えています。



出羽島共同井戸改修



海岸清掃



作業場リノベーション



Canso 建物銘板製作



産業祭ものづくりブースへの参加



ウッドデッキでの集合写真

牟岐町立図書館からお知らせ



牟岐町立図書館では、図書館カウンター前「図書館ギャラリー」に作品展示したい方や「一日教室」を開催したいという方を随時募集しています。興味のある方は、牟岐町立図書館までお問い合わせください。

牟岐町立図書館 TEL (0884) 72-2300



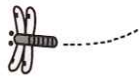
最低賃金改正のお知らせ

徳島県最低賃金 時間額855円発効日は、令和4年10月6日から

最低賃金に関するお問い合わせは、
徳島労働局労働基準部賃金室 (TEL088-652-9165) まで

最低賃金の改正に伴う労働面、経営面のご相談や業務改善助成金に関するお問い合わせは、徳島働き方改革推進支援センター (TEL0120-967-951) まで

11月は「児童虐待防止推進月間」です



虐待されている子どもたちを
守ることができるのはあなたかもしれません



児童虐待の現状

令和3年度に徳島県の児童相談所が対応した虐待相談件数は910件でした。

虐待による死亡事例は、全国で年間約50件に及び、1週間に1人の子どもが命を落としています。

「しつけ」と「虐待」の違い

「しつけ」とは、子どもが社会の中で生きていくために必要な善悪や礼儀作法を教え自律に導くことです。保護者は、子どもを一人の人間として感情や価値観を尊重し、暴力以外の方法によってしつけを行わなければなりません。

「虐待」とは、保護者が子どもに行う行為で、子どもの心や体を傷つけたり、健全な成長や発達を損なう行為をいい、体に直接危害を加える行為に限らず、子どもに対する不適切な関わり全てを含みます。

保護者がいくら一生懸命で、子どもをかわいいと思っても、「しつけ」のつもりであったとしても、子どもにとって有害な行為であれば虐待です。



虐待の定義

<p>身体的虐待 殴る、蹴る、たたく、投げ落とす、激しく揺さぶる、家の外に閉め出す、長時間正座をさせる など</p>	<p>性的虐待 子どもへの性的行為、性的行為を見せる、ポルノグラフィの被写体にする など</p>
<p>ネグレクト（養育の拒否） 食事を与えない、ひどく不潔なままにする、病気やけがをしても病院に連れて行かない など</p>	<p>心理的虐待 言葉により脅かす、無視する、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう（DV） など</p>

気になることがあったら、「通告」してください

児童相談所
虐待対応
ダイヤル



通告とは、「気になることを相談すること」です。

あなたの判断で「しつけの限度を超えている」「子どもへの関わり方がおかしい」と感じたら迷わず通告してください。誰が通告者かを知られることはありません。保育所や学校に通っていない子どもが虐待されているとしたら、それに気づき守ることができるのは、あなたかもしれません。

児童相談所虐待対応ダイヤル 189

お近くの児童相談所につながります。（24時間365日通話料無料）

- 〔相談窓口〕
- 中央こども女性相談センター Tel(088) 622-2205
 - 南部こども女性相談センター Tel(0884) 22-7130
 - 西部こども女性相談センター Tel(0883) 53-3110
 - 各市町村児童相談担当窓口



児童手当について

児童手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。（公務員のかたは勤務先に）

◆支給対象

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方

◆支給額

児童の年齢	児童手当の額（1人当たり月額）
3歳未満	一律15,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円（第3子以降は15,000円）
中学生	一律10,000円

※「第3子以降」とは、高校卒業まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち、3番目以降をいいます。

※児童を養育している方の所得が下表①（所得制限限度額）以上の場合は、特例給付として月額一律5,000円を支給します。

なお、令和4年10月支給分から児童を養育している方の所得が②以上の場合は、児童手当等は支給されません。

扶養親族の数	①所得制限額		②所得上限額	
	所得額（万円）	収入額の目安（万円）	所得額（万円）	収入額の目安（万円）
0人	622	833.3	858	1071
1人	660	875.6	896	1124
2人	698	917.8	934	1162
3人	736	960	972	1200

◆支給時期

原則として、毎年6月、10月、2月に、それぞれの前月分までの手当を支給します。

例) 6月の支給日には、2～5月分の手当を支給します。

児童手当制度では、以下のルールを適用します

1. 原則として、児童が日本国内に住んでいる場合に支給します。
2. 父母が離婚協議中などにより別居している場合は、児童と同居している方に優先的に支給します。
3. 父母が海外に住んでいる場合、その父母が、日本国内で児童を養育している方を指定すれば、その方（父母指定者）に支給します。
4. 児童を養育している未成年後見人がいる場合は、その未成年後見人に支給します。
5. 児童が施設に入所している場合や里親などに委託されている場合は、原則として、その施設の設置者や里親などに支給します。

お問い合わせは 牟岐町住民福祉課（TEL 72-3416）まで

児童扶養手当について

児童扶養手当を受給するには、役場窓口で認定請求の手続きが必要です。

◆児童扶養手当とは

父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童を監護・養育している方に支給されるものです。なお、支給は、児童が18歳に達した年度末（障害の状態にある児童の場合は20歳）までです。

◆支給時期

奇数月の11日に、それぞれの支払い月の前月までの2か月分が支払われます。（ただし、11日が金融機関の休日に当たるときは、直前の営業日になります。）

◆手当額

児 童 数	手 当 月 額	
	全部支給の方	一部支給の方
1人のとき	43,070円	43,060円～10,160円
2人のとき	10,170円加算	10,160円～5,090円加算
3人以上	1人につき6,100円加算	1人につき6,090円～3,050円加算

◆所得制限限度額

扶養親族等の数	本 人		孤児等の養育者、配偶者、扶養義務者の所得制限限度額
	全部支給の所得制限限度額	一部支給の所得制限限度額	
0人	49万円	192万円	236万円
1人	87万円	230万円	274万円
2人	125万円	268万円	312万円
3人	163万円	306万円	350万円

※ 受給者及び扶養義務者等の所得が一定額以上ある場合や公的年金等を受給している場合は、手当額の一部又は全部が支給されません

◆手当の対象となる児童

- 父母が離婚した児童
- 父または母が死亡した児童
- 父または母が政令で定める障がいのある児童
- 父または母が生死不明な児童
- 父または母が1年以上遺棄している児童
- 父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- 母が児童を懐胎したときの事情が不明である児童

お問い合わせは 牟岐町住民福祉課 (TEL 72-3416) まで

～保健だより～

医療機関にかかり適切な治療をうけることは、ご自身の健康づくりにとても重要なことです。医療保険制度を、今後も安定的に運営できるよう、ご自身の医療費・調剤費が適正であるか、いま一度、日常生活の中で見直し、できることを実践していきましょう。

■夜間・休日の受診は控えましょう

休日や夜間の診療は、緊急性の高い患者さんのためであり、医療費も高く設定されています。緊急時以外は、平日の診療時間内に受診しましょう。

■「いきなり大病院」はやめましょう

紹介状なしでいきなり大病院を受診すると、特別料金を追加されます。まずはかかりつけ医を受診し、必要に応じて紹介状を書いてもらいましょう。

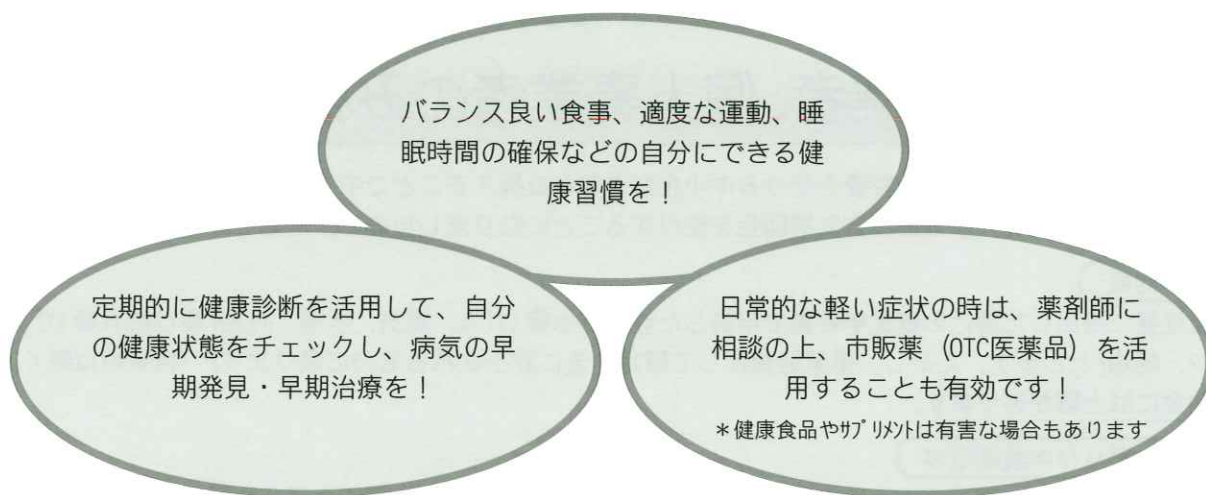
■重複受診は避けましょう

同じ病気で行くつもの医療機関にかかると、初診料の支払いを繰り返し、医療費がかさみます。また検査や薬の重複は、体への負担があることも。ただし、現在の治療に疑問や不安がある場合には、セカンドオピニオンを求めることができます。

■多剤服用に注意しましょう（ポリファーマシーに注意！）

6種類以上の薬を服用すると、副作用や有害リスクが高まることもあり、注意が必要です。ご自身で判断せず、かかりつけの医師・薬剤師に相談し、必要な分だけもらいましょう。飲み忘れの残薬がある場合も、ぜひご相談下さい。

*WHO（世界保健機構）では、「セルフメディケーション」＝「自分自身の健康に責任を持ち、軽度な身体の不調は自分で手当てすること」を推奨しています。医療費削減のため、まずは、ご自身のできることから始めてみませんか？



お問い合わせは…健康生活課（TEL. 72-3417）まで

牟岐町立図書館で創業、経営の勉強をしてみませんか？

事業承継、学生起業、Uターン創業、副業、DX、インボイス制度など、多様な働き方や制度があります。言葉は知っていても、具体的にどのような制度なのかを答えられる方は少ないのではないのでしょうか。

そこで、創業に興味がある方、経営等の勉強をしたい方など、商工会や役場に相談する前段の情報収集を目的として、「牟岐町創業・働く図書ブース」を牟岐町立図書館に設置します。

また、中小企業診断士が厳選した書籍も所蔵しており、12月には創業や経営改善についての相談会を実施します。

<監修者>

中小企業診断士 伊勢貞雄さん

<牟岐町創業・働く図書ブース内容>

- ・ 第14次業種別審査辞典
(創業や経営改善の手引きとして、業界動向・業務知識から融資審査・事業性評価のポイントがわかる辞典です。)
- ・ 伊勢貞雄さんが厳選した書籍30冊程度
(DX制度や経営等の入門編から上級編、牟岐町の産業や特性にあった書籍を選定していただきました。貸し出しも可能となっております。)
- ・ 創業、経営支援機関が発行しているリーフレット、チラシ
(セミナー案内や融資制度等の最新情報が載っております。)
- ・ 求人情報
(海部郡内の求人情報を紙及びWEBで閲覧できるようにしております。)



中小企業者、個人事業者のみならずへ

原油価格・物価高騰により影響を受ける中小企業者等を支援することで中小企業経営の安定を図るため、中小企業者および個人事業者の方に補助金を交付することになりましたので、お知らせします。

対象経費

○税務署に提出した直近の確定申告書で申告した等光熱水費(ガス、電気、水道、灯油)及び燃料費(ガソリン、軽油)とします。ただし、事業経費として確定申告に計上されるものに限り、(自家用は除く。)

補助金には上限があります。

提出書類及び申請期限等

○税務署に提出した直近の確定申告書の写し等が必要ですので、**令和4年11月30日までに牟岐町商工会または役場産業課まで提出して下さい。**

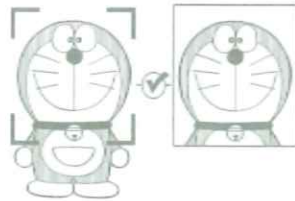
※補助金の交付は同一の者に対して1回限りです。

※農業者支援事業及び漁業者支援事業の補助金が交付された場合は対象外とします。

※詳細内容及び申請書等は、町ホームページまたは役場産業課窓口で確認することができます。

お問い合わせ先 牟岐町産業課 TEL0884-72-3419 牟岐町商工会 TEL0884-72-0194

マイナンバーカードで便利なくらし



本人確認がすぐできる



オンラインで確定申告ができる※1



健康保険証として利用できる※2

※1 マイナンバーカード読み取りに対応しているスマートフォン又はICカードリーダーとパソコンが必要です。
 ※2 対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます。

**令和4年12月末までのマイナンバーカードの申請で、
 最大 20,000 円分のマイナポイントが受け取れます！**

ポイント①	ポイント②	ポイント③
本人確認書類・ 各種書類取得に便利	医療ますます便利	給付金の受け取りが スマートに！
マイナンバーカードの 新規取得等で	健康保険証としての 利用申込みで	公金受取口座の 登録で
5,000円分 <small>※1, 2</small>	7,500円分 <small>※3</small>	7,500円分 <small>※3</small>



※1マイナポイントの申込後、選択したキャッシュレス決済サービスでチャージまたはお買い物をする必要があります。
 ※2マイナンバーカードを既に取得した方のうち、マイナポイント第1弾の未申込者も含まれます。※3健康保険証利用申込み情報や公金受取口座登録情報を確認後、マイナポイント申込で選択した決済サービスにポイントが付与されます。

**マイナポイントの利用は
安心・安全です！**

マイナポイントの申込みにはマイナンバーカードの「電子証明書」を使うので、なりすましなどの悪用は困難です。国が買い物履歴を収集・保有することはできません。

ポイントの申込期限は令和5年2月末までです。

役場 住民福祉課では、マイナンバーカード申請補助・ポイント申込の支援も行っております。
 お気軽に窓口までお越しください。 お問い合わせ：72-3416

第4号



間を忘れて今この時を楽しめます。

連絡船で十五分。出羽島が好きです。牟岐町の港も静かで空が広くて大好きですが、出羽島は海の透明度の高さ、車の音がしないところ、カラフルで綺麗な魚が釣れるところ。島の良さが溢れていて人生を忘れて今この時を楽しめます。



川の幸も美味しいです

山河のみぎした生活日記

地域おこし協力隊

こんにちは。牟岐町地域おこし協力隊の石橋山河です。港にはカマスの群れが入ってきて、秋を知らせてくれます。

牟岐町に移住してはじめての夏が終わりです。今年の夏は、私の人生の中で最も大自然を満喫できた夏でした。海では、釣りは勿論、サーフィンやシュノーケリング、綺麗な川ではバックラフトやパーベキュー。海と山の距離が近い四国の右下ならではの自然を活かしたアクティビティは自然大好きな私にとってはたまらないです。来年は鮎釣りやサップにも挑戦したいと思っています。

十一月で東京から牟岐町に移住して一年になります。右も左も分からなかった徳島県にも慣れてきて、人の繋がりも増えてきました。同時にやりたいことも増えてきたので、二年目は、いろんなことに挑戦する年にしたいと思っています。



輝けわくわくトーク

地域の課題について、知事と直接対話ができる「輝けわくわくトーク」に牟岐町の若者の一員として、参加させていただきました。子供や若者の居場所づくりなど、牟岐町の若者が自ら機会を創出して様々な課題に取り組んでいることを知り、とても刺激を受けました。そして、牟岐町の若者達が心からこの町を愛していることがとても伝わってきました。東京に居た頃は、地元で若者が集まり、町の為に行動を起こすような機会はなかったのですが、牟岐町の若者の団結が少し羨ましく感じました。私も負けられません。一人でも多くの人に牟岐町を知ってもらえるように、情報発信頑張っていきます。

牟岐町の花火が凄かった

七月の終わりに「納涼花火大会」が牟岐町でありましたよね。私の人生史上最も感動と驚きがあった花火大会になりました。まずは距離が近くて大迫力、山に音が響いて大迫力、海面に花火が反射して大迫力、なにより広い空に開く花火が開放的で素敵で涙がそうでした。尺玉の大きさに開いた口が塞がりませんでした。来年も絶対に見に行きたいと思います。東京の花火大会は人も多しビルやマンションが視界に入ります。なので、釣り竿を持ちながら広い空に広がる花火は一生忘れることのできる思い出になりました。ブログにも詳しく書いていますので是非みてください。

活動内容

- ◆みぎあげ(バックラフト)
- ◆動画編集、当日撮影
- ◆五稜箸作り体験
- ◆動画出演
- ◆情報発信
- ◆↓ブログ、各sns
- ◆ふるさと教育プログラム
- ◆↓ライブ配信
- ◆まるごとキャンプ
- ◆↓筏釣り、ポタリング
- ◆牟岐ツアー
- ◆↓動画編集
- ◆わくわくトーク
- ◆マイカープラン
- ◆↓紹介動画撮影・編集
- ◆竹人形作り
- ◆テント講習
- ◆↓スノーピークマイスター
- ◆フォトラリー
- ◆↓広告運用
- ◆↓ツアーリズムエキスパート



ブログ

私の生活をゆるく発信中



Instagram

徳島の景色を発信中



北海道地震津波の記録

「海が吠えた日」より

恐ろしかった大津波

宮田 故 真崎タマエ

昭和二十一年十二月二十一日朝、南海地震が揺った時は、夫たちはスルメ漁に出ており留守で、私一人だった。地震の最中に、前の沖吉のおばさんが「タマエさん田圃へ逃げよう」と言ったので、一緒に川向かいの田圃へ逃げた。田圃には麦を播いてあったが、上にあがるとコンニャクの上を歩くようで、グニャグニャしにし利したりて全然歩けなかった。「どこかへ行こう」と言っていたら、木村のおばあさんが、川向かいの家から、「津波が来たら流されてしまうぞ！」ととえてくれた。「竹やぶへ逃げよ

う」と言って家に帰り、真暗で手探りながら、仏さんの位牌と大事な物がはいっている引出しを、そのまま持って出かけた。

隣の大平宅の前を通ったら、「おばあさん、スケないんや、オイゴないんや」と言っているのが聞えた。子供がいたら枕元に、いつスケとオイゴを置いとくのが必要と、その時思った。

逃げる途中で、前の小島のおばあさんは足が立たず動けないので、後からくる人たちに「みんな踏んで通ってくれ」と言った。

沖吉初太郎さん宅の横から宮崎さん宅の横の道を通り灘道へ出た。妙見さんへ上る道の段へ左足をあげたとき、右足の元に波がザブザブと押し寄せて来て濡れてしまった。

妙見さんでは、どこまで津波が来るか分からんといって、裏山の開墾島まで登ったが、道中で引出しの中の物を落としてしまい空っぽになったが、後で探しに行ったら山道にみんな転っており、よかったと胸をなでおろした。

旧近畿牟岐会より牟岐保育園へ寄付金をいただきました

旧近畿牟岐会の方々より、子供たちの為に76万円をご寄付いただきました。年齢に合った子どもたちが喜ぶおもちゃを、購入させていただきました。ありがとうございました。



● PICK UP MUGI

牟岐町英会話教室

活動内容を教えてください。

ゲームやクイズで世界を楽しめる英会話教室
毎週水曜日 午後7時30分～

牟岐町に対する要望は。

牟岐町に居ながら海外の様々な文化を味わって欲しいです。

今後の目標は。

ゆるく楽しく色んなことを英語でお話ませんか。

「広報むぎ」の感想は。

牟岐町のことをより深く知ることができて、とても嬉しいです。



代表者 教育委員会 前原健太
0884-72-0107